

特記仕様書

1. 委託業務の名称及び業務番号

8－水委－32 木津南配水池非常用発電機制御装置交換等業務委託

2. 業務履行場所と履行期限

(1) 業務履行場所 木津川市 木津南配水池ほか2施設

(2) 履行期限 令和9年3月22日

3. 点検対象機器

(1) 木津南配水池

名称：ガスタービン発電機

機種：PU250S

形式：T250SA-BC・製造番号：KHI-121D157

出力：250kVA・電圧：220V・周波数60Hz

始動方式：電気式・燃料種別：軽油

製造会社：川崎重工業㈱

(2) 宮ノ裏浄水場

名称：ガスタービン発電機

機種：PU375B-ER

形式：T375B-BER・製造番号：KHI-131C191

発電機出力：300kVA・電圧：220V・周波数60Hz

始動方式：電気式・燃料種別：軽油

製造会社：川崎重工業㈱

(3) 木津受水場

名称：ガスタービン発電設備

機種：PU500

形式：T500A-BER・製造番号：KHI-131M615

出力：437.5kVA・電圧：6600V・周波数60Hz

始動方式：電気式・燃料種別：A重油

製造会社：川崎重工業㈱

4. 点検整備内容

木津南配水池発電機・・・12年毎点検整備、別添点検整備表参照。

(制御装置等の交換を行うこと)

宮ノ裏浄水場発電機・・・1年毎点検整備、別添点検整備表参照。

木津受水場発電機・・・1年毎点検整備、別添点検整備表参照。

※点検整備は点検整備表によるが、メーカーによる推奨点検がある場合には監督職員に報告し協議を行うこと。

5. 交換部品

別添交換部品明細書参照。

6. 実施計画書及び報告書の提出

受託者は本業務の日程を監督員と事前に調整したうえで、実施計画書を提出し監督員の承認を得た後に、業務を実施するものとする。また、報告書は保守点検完了時には、報告書を提出するものとする。

7. その他

- (1) 本委託業務は、発電設備の保守点検をおこなうことから自家用発電設備専門技術者及び蓄電池設備整備資格者並びに電気主任技術者又は電気管理技術者の資格を有する技術者を配置すること。
- (2) 本委託業務には、稼働施設内での作業となるため、設備停止は最小となるように努めるとともに、施設の損傷及び管理業務に支障をきたさないように注意すること。また、非常用発電機の整備、点検中に商用電力が停電した場合は、直ちに整備、点検作業を中断して非常用発電機の運転準備作業を行い、速やかに非常用発電機を運転させるものとする。
- (3) 蓄電池を取り替える場合は、別途電源を確保し水道施設の運用上支障をきたさないようにすること。
- (4) 受託者は、業務作業中に常駐し、作業が円滑に進行するよう現場作業員に適切な指示を与えるとともに、監督職員との連絡を密にして安全衛生管理に万全を期すること。業務の実施にあたっては、作業員に作業内容を充分周知徹底させ、危険がないように注意して行うものとする。
- (5) 点検の結果、不具合箇所が認められた場合において、交換部品を用いなくても修繕及び調整が可能な場合には、受注者の責任において行うものとする。
- (6) 業務期間中、一日の作業完了時に現場周辺の清掃、後片付けを行うこと。なお、現場保管品についても整理・整頓を行うこと。

- (7) 廃材については、請負人にて関係諸法規を遵守し、処分とすること。
- (8) 瑕疵担保期限は、引渡しの日から起算して1年以内とする。なお、瑕疵担保期間内で発見された成果物の瑕疵については、発注者の指定する期限までに補修すること。